

その他 質問に対する回答

NO	項目	質問等	回答
1	質問回答	平成22年6月21日、平成22年10月25日、平成22年11月17日等に貴組合から公開された質問回答は、今回の募集要項に対して適応されると考えてよろしいでしょうか。	見積提案書の募集（H22.5.18）以降に公表した質問への回答は、今回変更した部分及び今回個別質問した部分を除き、有効であるとお考え下さい。 また、内容に齟齬がある場合には、日付が新しい回答内容が、日付が古い回答内容より優先されるとお考え下さい。
2	質問回答	本公告以前に公表されている質問回答についての有効性、また、今回のご回答との優先順位についてご教示下さい。	No1をご参照下さい。
3	質問回答	見積提案書の募集（H22.5.18）以降行われた各質問への回答については、今回変更部分及び今回個別質問部分を除き、有効であると解釈してよろしいでしょうか？	No1をご参照下さい。
4	資本金	平成22年6月21日の質問回答No79について、入札公告時に提示するとされていましたが、資本金の「一定額以上」に具体的な数字基準はありますか。 無ければ、民間事業者の考えによるとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者にて資本金をご提案下さい。